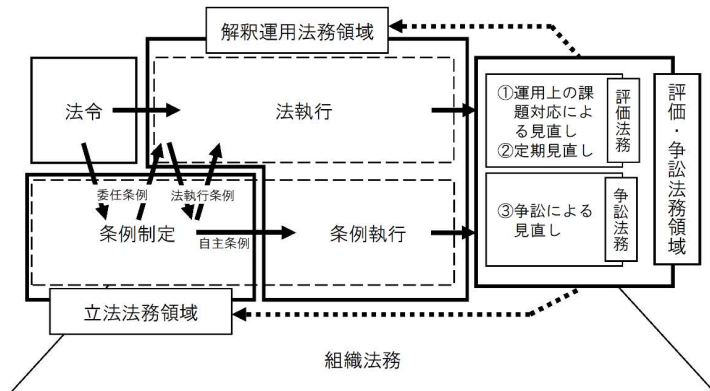


第3次豊田市政策法務推進計画（概要版）

1 政策法務とは

立法法務、解釈運用法務、評価・争訟法務の各段階を有機的に用いて、自治体の課題を解決に導き、政策を実現する実践的取組



区 分	主 な 活 動
立法法務	条例制定
解釈運用法務	法執行、自主的の法令解釈、要綱の策定、例外処理裁裁
評価・争訟法務	争訟への対応、裁判例・裁決事例の分析、法執行の検証・見直し
組織法務	政策法務を支える組織づくり（政策法務の推進体制）、人材育成（職員の政策法務能力の養成）

2 これまでの取組

計画年度	豊田市政策法務推進体制整備計画			第1次豊田市政策法務推進計画			第2次豊田市政策法務推進計画		
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
解釈運用法務	・法務課の設置 ・弁護士職員(2名体制)							・弁護士職員(3名体制) ・スクールロイヤー機能の設置	
組織法務	・政策法務担当の設置(各部署法務課から指名した1名) ・法務研修の実施(希望者等)	・政策法務担当の設置(各部署法務課から指名した2名)	・政策法務担当の設置(各部署2名ないし4名までを指名)		・法務研修の実施(階層別)				
組織法務	・政策法務アドバイザーの設置				・政策法務委員会の設置				
立法法務	・豊田市歯と口腔の健康づくり推進条例	・豊田市人と動物の共生社会の推進に関する条例	・豊田市不良な生活環境を解消するための条例	・「WE L OVE」とよた」条例 ・豊田市開発事業に係る手続等に関する条例	・豊田路上喫煙の防止等に関する条例 ・豊田市企業立地奨励条例	・豊田市営住宅条例の一部改正	・豊田市自転車安全で適正な利用の促進に関する条例	・豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例	・豊田市山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生に関する条例 ・豊田市公契約条例
評価・争訟法務	行政手続の適正化						・行政リーガルチェックの実施(申請に対する処分:5部署1委員会)	・行政リーガルチェックの洗い出し及び各行政処分の個票の作成 ・内部統制本格運用	

3 今後の課題

<主な課題>

- 行政手続法制の確立が必要
(制度に対する職員の理解不足、審査基準等の整備状況が把握できていない。)
- 政策法務担当の活躍(庁内での役割や意義等の認識が希薄。政策法務担当内においても温度差がある。)
- 風土づくり、意識改革(審査請求等が自分事になっていない職員の存在)

<外部環境の変化>

- 審査請求の増加(平成28年度から同30年度まで22件→令和元年度から同3年度まで58件) ※令和3年度は令和4年2月28日現在
- 内部統制制度の開始

4 計画の目標(あるべき姿)

<全庁レベル>

政策法務の実践により課題の解決及び政策の推進が図られている。

- (具体例)・具体的な地域課題に対し、能動的な法令、条例の解釈や必要に応じた条例の制定改廃を実施し、課題解決を図っている。
- ・内部統制や行政リーガルチェック等により、自律的に業務の点検、見直しを行う風土ができています。

<部局レベル>

部局による法務マネジメントが確立されている。

- (具体例)・政策法務担当を中心として、法的な課題に部局レベルで対応できる。
- ・行政リーガルチェックの結果を踏まえ、他の処分についても自主的に検証し、改善につなげている。
- ・行政手続について正しく理解し、行政処分の審査基準の設定、適正な見直し、公表等の必要な措置がとられている。
- ・法的課題が生じた際に、的確な事実の把握、根拠規定の確認、論点整理の上、考えをもって臨むことができる。

<職員レベル>

法律に強く、法律を使える職員が充実している。

- (具体例)・所管事務に関し、法的知識を備え、自ら考え説明することができる。
- ・情勢変化を的確に捉え、根拠法令を確認しつつ、業務の見直しを立案できる。
- ・自治体法務検定の受験を通じて、政策法務について積極的に学ぶ。
- ・所管事務に関わる法令のみならず、行政手続等に係る基本的なルールを理解し、実務に生かしている。

5 第3次豊田市政策法務推進計画における施策()内は第2次との対比

①意識改革(新規)	
概要	政策法務を自分事と捉えることができるよう職員の意識改革を図る。
取組	・経営層及び管理職を対象とする政策法務研修の実施 ・政策法務に関する情報発信 ・行政手続等に関する不適切な事例等の周知

②行政手続の適正化（再編）	
概要	市民の権利を守るため適正な行政手続の実施を図る。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・行政リーガルチェックの実施 ・審査基準等の策定・公表 ・行政手続に係る研修の実施 ・行政リーガルチェックの内部統制との一体化の検討

③法務研修の実施（継続）	
概要	「法律に強く、法律を使うことのできる職員」を増やすため、研修の内容や仕組みを見直しつつ実施する。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・階層別研修の充実 ・外部研修への参加 ・裁判傍聴の実施

④政策法務担当の機能強化（拡充）	
概要	部局の法務マネジメントを担う存在として、政策法務担当の機能強化を図る。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・制定改廃に係る例規の取りまとめと一次審査 ・行政リーガルチェックの取りまとめと一次診査 ・審査請求における審理員の補助 ・政策法務担当に対する研修の実施等 ・部局の法律相談への関与 ・政策法務担当の活動の見せる化

⑤政策法務委員会の活用（拡充）	
概要	全庁的な課題の解決に資するため、政策法務委員会のより効果的な活用を図る。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・新規制定等の例規の審査・助言 ・争訟事件及び不適正な事案の検討及び共有 ・行政リーガルチェックにおける指摘事項の改善方策の検討・評価

⑥弁護士職員の活用（拡充）	
概要	日常の庁内の法律相談、内部統制制度の評価事務、スクールロイヤー機能及び弁護士の知見を生かした研修の実施のほか弁護士職員の活用の幅を広げる。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・法律相談の実施 ・専門研修の実施 ・スクールロイヤー機能の充実 ・行政リーガルチェックへの参画 ・内部統制制度の評価事務の効果的な実施 ・政策法務担当との連携の拡充

6 その他

- (1) 指標（第2次計画期間中の各年度平均→第3次計画期間中各年度平均目標値）
- ・政策条例の制定改廃の件数（4.6件→8件）
 - ・審査基準等の公表の割合（把握せず→80%）※1
 - ・自治体法務検定の受検者数（19.3人→25人）、クラス認定者割合（86.2%※2→90%）
- ※1 令和3年度現状値→令和8年度目標値 ※2 令和3年度の法務研修の効果測定の結果

(2) 計画期間

第1次及び第2次豊田市政策法務推進計画は計画期間を3か年としてきたが、取組の効果が出るまである程度の期間を要するものがあるため、計画期間を5か年とする。取組の進捗を管理し、毎年、政策法務委員会に報告する。

7 参考

(1) 第2次豊田市政策法務推進計画との取組の対比

ア ②行政手続の適正化（再編）

	第2次政策法務推進計画	第3次政策法務推進計画
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・②行政リーガルチェックの実施 ・④行政基準の策定等及び規制的指導要綱の条例化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次政策法務推進計画において、具体的施策として分かれていた項目を一体化し、行政手続の適正化に係る取組を進める。

イ ④政策法務担当の機能強化（拡充）

	第2次政策法務推進計画	第3次政策法務推進計画
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・例規の審査 ・行政リーガルチェックへの関与 ・審査請求における審理員補助 ・争訟事件の対応 ・法務課との連絡調整等 	<ul style="list-style-type: none"> 第2次政策法務推進計画の取組に以下のものを加える。 ・政策法務担当に対する研修の実施等 ・部局の法律相談への関与 ・政策法務担当の活動の見せる化

ウ ⑤政策法務委員会の活用（拡充）

	第2次政策法務推進計画	第3次政策法務推進計画
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新規制定等の例規の検討 ・重要な行政処分等の対応方針の審議等 	<ul style="list-style-type: none"> 第2次政策法務推進計画の取組に以下のものを加える。 ・争訟事件及び不適正な事案の検討及び共有 ・行政リーガルチェックにおける指摘事項の改善方策の検討・評価

エ ⑥弁護士職員の活用（拡充）

	第2次政策法務推進計画	第3次政策法務推進計画
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・法律相談 ・研修の実施等 	<ul style="list-style-type: none"> 第2次政策法務推進計画の取組に以下のものを加える。 ・スクールロイヤー機能の充実 ・行政リーガルチェックへの参画 ・内部統制制度の評価事務の効果的な実施 ・政策法務担当との連携の拡充

(2) 第3次豊田市政策法務推進計画策定までのプロセス

政策法務委員会への付議 令和3年7月、10月
 政策法務担当への意見照会 令和3年10月、令和4年2月
 政策法務アドバイザー（関東学院大学副学長出石教授）へのヒアリング 令和3年9月、11月、令和4年2月